

埼玉県勤労者支援資金制度要綱

第1 目的

この要綱は、勤労者に対して必要となった資金を融資する埼玉県勤労者支援資金制度の運営に関し必要な事項を定め、もって生活の安定と自らの生活再建を支援し、勤労者福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において「勤労者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であつて、事業主又は事業の経営担当者の親族、あるいは家事使用人ではない者をいう。
- 2 「給与収入」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項の規定に基づく給与所得の算定の基礎となった、その年中の給与等の収入金額をいう。
- 3 「指定金融機関」とは、中央労働金庫をいう。
- 4 「申込者」とは、この要綱の規定に基づき融資を受けようとする者をいう。

第3 利用限度額等

本資金を利用する場合の融資可能額は、一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日信協」という。）の1人当たりの保証限度額の範囲とする。

また、完済した場合を除き、申込者1人当たり1回限りの利用とする。

第4 子育て・介護両立応援資金

融資条件は次のとおりとする。

- (1) 融資対象者 次のすべてに該当する勤労者
 - ア 県内に住所を有し、かつ、その期間が原則として引き続き1年以上であること
 - イ 18歳以上65歳以下であること
 - ウ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること
 - エ 申込者の前年の給与収入が800万円以下であること
- (2) 資金用途 子育て、親族の介護など仕事と家庭の両立のために必要な資金
- (3) 融資限度額 200万円以内の必要な額で、かつ、返済が可能な範囲の額とする。
- (4) 融資利率 年1.2%以内
- (5) 融資期間 10年以内（据置き期間を含む）で、かつ、申込者の年齢が75歳に達するまでの期間とする。
- (6) 返済方法 元利均等毎月返済又は元利均等毎月返済と加算月返済との併用（ただし、通常は1年以内の据置き、子を扶養する者が産前・産後休暇又は育児休業の期間中である場合は2年以内の据置き可能）
- (7) 信用保証 日信協の保証を付する。その保証料は年0.7%とする。

- (8) 担 保 不要
- (9) 保 証 人 原則として不要

第5 働くあなたの教育応援資金

融資条件は次のとおりとする。

- (1) 融資対象者 次のすべてに該当する勤労者
第4(1)ア～エに同じ
- (2) 資金使途 扶養する子の小学校入学以降の教育に要する資金
- (3) 融資限度額 200万円以内の必要な額で、かつ、返済が可能な範囲の額とする。
- (4) 融資利率 年1.9%以内
- (5) 融資期間 10年以内(据置き期間を含む)で、かつ、申込者の年齢が75歳に達するまでの期間とする。
- (6) 返済方法 元利均等毎月返済又は元利均等毎月返済と加算月返済との併用(ただし、4年以内の据置き可能)
- (7) 信用保証 日信協の保証を付する。その保証料は年0.7%とする。
- (8) 担 保 不要
- (9) 保 証 人 原則として不要

第6 チャレンジ応援資金

融資条件は次のとおりとする。

- (1) 融資対象者 ア 次のすべてに該当する失業者
 - (ア) 県内に住所を有し、かつ、その期間が原則として引き続き1年以上であること
 - (イ) 18歳以上65歳以下であること
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく教育訓練給付金の支給対象者であること
 - (エ) 雇用保険受給資格者又は教育訓練受講中に雇用保険受給期間が満了した者であること
 - (オ) 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと
 - (カ) 離職前において、主として世帯の生計を維持していたことイ 次のすべてに該当する勤労者
 - (ア) 県内に住所を有し、かつ、その期間が原則として引き続き1年以上であること
 - (イ) 18歳以上65歳以下であること
 - (ウ) 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること
 - (エ) 申込者の前年の給与収入が800万円以下であること
- (2) 資金使途 (1)のアに該当する場合
厚生労働大臣の指定する教育訓練給付金の対象となる講座を受講するための資金

- (1) のイに該当する場合
資格取得、能力開発等を目的とする講座を受講するための資金
- (3) 融資限度額 50万円以内の必要な額で、かつ、返済が可能な範囲の額とする。
- (4) 融 資 利 率 (1) のアに該当する場合
年1.5%以内
(1) のイに該当する場合
年1.9%以内
- (5) 融 資 期 間 5年以内(据置き期間を含む)で、かつ、申込者の年齢が70歳に達するまでの期間とする。
- (6) 返 済 方 法 元利均等毎月返済又は元利均等毎月返済と加算月返済との併用(ただし、(1) のアに該当する場合は1年以内の据置き可能)
- (7) 信 用 保 証 (1) のアに該当する場合
日信協の保証を付する。その保証料は年0.6%とする。
(1) のイに該当する場合
日信協の保証を付する。その保証料は年0.7%とする。
- (8) 担 保 不要
- (9) 保 証 人 原則として不要

第7 融資の申込み

申込者は、埼玉県勤労者支援資金制度要綱取扱要領(以下「要領」という。)で定める埼玉県勤労者支援資金利用申込書(以下「申込書」という。)を指定金融機関の県内に所在する各支店に直接提出するものとする。

第8 融資の制限

第4から第6の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は融資対象者とししない。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

第9 融資の申込後の事務処理

- 1 指定金融機関は、申込者から提出のあった申込書が、この要綱で定められている要件に適合しているか否かを審査の上、適合していると認められる場合にはこれを受理する。また、指定金融機関は申込者の返済能力について審査の上、融資の可否を決定し、融資することが適当と認められるものにあつては、金銭消費貸借契約を締結の上融資を実行するものとする。なお、融資が不適当と認められるものにあつては、当該申込者に対し、融資の否決を通知するものとする。
- 2 指定金融機関は、前項の規定により、融資を実行したときは、日信協に対して債務保証の依頼を行うものとする。

第10 融資報告書の提出等

指定金融機関は、融資を実行した日の属する月の翌月15日までに、要領で定める融

資状況報告書により、勤労者支援資金の融資状況を知事に報告しなければならない。

第 11 預託

知事は、毎年度、予算の範囲内において融資に必要な資金を要領に定めるところにより、指定金融機関に対し、預託するものとする。

第 12 資金の運用

指定金融機関は、各資金について、預託を受けた金額を要領に定める倍率で乗じた額以上の融資を行うものとする。

第 13 期限前の全額又は一部支払

- 1 指定金融機関は、融資を受けた者が次のいずれかに該当するときは、知事と協議の上、返済期限前であっても当該資金の全部又は一部の返済を求めることができるものとする。
 - (1) 融資を受けた資金を、要綱に定める資金用途以外の目的に使用したとき。
 - (2) 資金の返済を怠ったとき。
 - (3) 融資申込みの際に提出された書類に不実の記載があったとき。
 - (4) その他この要綱の定める融資条件等に違反したとき。
- 2 知事は、指定金融機関が前項の規定により当該資金の全部又は一部の返済を受けた場合においては、指定金融機関に対し、その資金に係る預託金の返還を求めるものとする。

第 14 個人情報保護

指定金融機関及び日信協（以下「指定金融機関等」という。）は、融資を通じて取得する個人に関する情報について、次のとおり取り扱わなければならない。

1 安全確保の措置

指定金融機関等は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 目的外利用及び第三者提供の禁止

指定金融機関等は、その取り扱う個人情報を当要綱の目的以外のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

3 事件・事故が発生した場合の報告

指定金融機関等は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の発生を知ったときは、直ちに知事に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する知事の指示に従わなければならない。

第 15 その他

- 1 この要綱及び要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。
- 2 指定金融機関は、知事と協議の上、この要綱に定める資金の貸付手続等に関して、必要な事項を別に定めることができるものとする。
- 3 日信協は、知事と協議の上、この要綱に定める資金の債務保証手続等に関して、必要な事項を別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
(埼玉県失業者生活安定特別資金貸付制度要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 埼玉県失業者生活安定特別資金貸付制度要綱(昭和53年4月19日決裁)
 - (2) 埼玉県勤労者応急生活資金貸付制度要綱(昭和54年3月27日決裁)
 - (3) 埼玉県中小企業労働者季節生活資金貸付制度要綱(昭和55年5月29日決裁)
 - (4) 埼玉県中高年労働者生活福祉資金貸付制度要綱(昭和61年3月5日決裁)
(経過措置)
- 3 この要綱の施行前において、埼玉県失業者生活安定特別資金貸付制度要綱、埼玉県勤労者応急生活資金貸付制度要綱、埼玉県中小企業労働者季節生活資金貸付制度要綱及び埼玉県高年労働者生活福祉資金貸付制度要綱の規定に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

[中略]

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県労働福祉資金貸付要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

[中略]

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県労働福祉資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

[中略]

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

[中略]

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は廃止する。

埼玉県勤労者住宅資金制度要綱（平成3年4月1日決裁）

- 3 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱及び改正前の埼玉県勤労者住宅資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

ただし、応急資金の葬儀、一般生活資金の自己啓発と成人式・祭祀、育児・介護資金、及び住宅資金について、平成17年3月31日までに申込みを受け付けたものは、融資実行が平成17年4月1日以降となっても、平成17年3月31日現在の倍率で預託を行うものとする。

[中略]

附 則

- 1 この要綱は、平成17年6月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

[中略]

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月3日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年1月4日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年2月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月2日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月2日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

ただし、一般生活資金について平成19年3月30日までに申込みを受け付けたものは、融資実行が平成19年4月2日以降となっても、平成19年3月30日現在の倍率で預託を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月16日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

ただし、本人又は三親等以内の親族の婚姻に要する資金について平成23年3月31日までに申込みを受け付けたものは、融資実行が平成23年4月1日以降となっても、平成23年3月31日現在の倍率で預託を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県勤労者支援資金制度要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。